

新 旧 対 照 表

現 行	改 正	内 容
大分市建設工事の情報共有システム活用に関するQ＆A Q 1 （略） Q 2 情報共有システムを活用するメリットはありますか？ A 2 従来の紙媒体では、工事帳票を作成し印刷後、庁舎に在中する監督員へ提出する必要がありましたが、情報共有システムを利用すると、インターネット経由で瞬時に提出するため、現場代理人が庁舎へ行く必要がなくなります。ただし、大分市建設工事の情報共有システム活用試行要領(以下「試行要領」)第9条に記載している工事帳票については、従来通りの紙媒体での提出となります。 Q 3 情報共有システム提供者とは？ A 3 「工事施工中における受発注間の情報共有システム機能要件」(※1)を参考にシステムを開発した事業者のことで、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2) (※3)に掲載されている事業者のことです。 ※1 国土交通省 HP (http://www.cals-ed. go. jp/jouhoukyouyuu_rev20/) ※2 国土交通省 HP (http://www.cals-ed. go. jp/jouhoukyouyuu_taiou/) ※3 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表 (営繕工事編) (http://www.mlit. go. jp/gobuild/eizen-asp. html) Q 4 市の要領を満たすシステムであれば、どの情報共有システム提供者でもいいですか？ A 4 試行要領第5条1項を満たす情報共有システム提供者(以下「情報共有システム提供者」)を選定してください。 Q 5 情報共有システムを利用するには費用が掛かりますか？ A 5 利用には費用が掛かります。受注者が情報共有システム提供者と契約し、利用料を支払うことになります。具体的な費用(基本料金・月額)については、情報共有システム提供者に問い合わせください。 なお、費用については、土木工事(予定価格130万円を超える工事(一部歩掛りを除く))については、共通仮設費(技術管理費)率分に含んでいます。営繕工事(プラント設備除く)のうち、予定価格3,000万円以上かつ発注者の指定する工事については、共通仮設費に積み上げて計上しています。 Q 6 （略） Q 7 （略） Q 8 （略） Q 9 （略）	大分市建設工事の情報共有システム活用に関するQ＆A Q 1 （略） Q 2 情報共有システムを活用するメリットはありますか？ A 2 従来の紙媒体では、工事帳票を作成し印刷後、庁舎に在中する監督員へ提出する必要がありましたが、情報共有システムを利用すると、インターネット経由で瞬時に提出するため、現場代理人が庁舎へ行く必要がなくなります。ただし、大分市建設工事の情報共有システム活用要領(以下「要領」)第9条に記載している工事帳票については、従来通りの紙媒体での提出となります。 Q 3 情報共有システム提供者とは？ A 3 「工事施工中における受発注間の情報共有システム機能要件」(※1)を参考にシステムを開発した事業者のことで、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2) (※3)に掲載されている事業者のことです。 ※1 国土交通省 HP (https://www.cals-ed. go. jp/jouhoukyouyuu_rev20/) ※2 国土交通省 HP (https://www.cals-ed. go. jp/jouhoukyouyuu_taiou/) ※3 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表 (営繕工事編) (https://www.mlit. go. jp/gobuild/eizen-asp. html) Q 4 市の要領を満たすシステムであれば、どの情報共有システム提供者でもいいですか？ A 4 要領第5条1項を満たす情報共有システム提供者(以下「情報共有システム提供者」)を選定してください。 Q 5 情報共有システムを利用するには費用が掛かりますか？ A 5 利用には費用が掛かります。受注者が情報共有システム提供者と契約し、利用料を支払うことになります。具体的な費用(基本料金・月額)については、情報共有システム提供者に問い合わせください。 なお、費用については、土木工事(予定価格130万円を超える工事(一部歩掛りを除く))については、共通仮設費(技術管理費)率分に含んでいます。営繕工事(プラント設備除く)のうち、予定価格 <u>130</u>万円以上かつ発注者の指定する工事については、共通仮設費に積み上げて計上しています。 Q 6 （略） Q 7 （略） Q 8 （略） Q 9 （略）	(削除)「試行」の削除。 (修正) URL の修正。 (修正) URL の修正。 (修正) URL の修正。 (削除)「試行」の削除。 (変更) 金額要件の変更。

Q 1 0 （略） Q 1 1 情報共有システムで処理した工事帳票等（電子データ）は、電子納品で良いですか？ A 1 1 「大分市電子納品試行運用ガイドライン【工事編】」を適用する場合は、電子納品実施の有無について監督員と協議して下さい。 Q 1 2 工事帳票は、「大分県様式」を使用すれば良いですか？ A 1 2 試行要領第5条1項に、「大分県様式あるいは大分県様式に類似する様式」と記載していますので、どちらを使用しても構いません。 Q 1 3 （略） Q 1 4 （略）	Q 1 0 （略） Q 1 1 情報共有システムで処理した工事帳票等（電子データ）は、電子納品で良いですか？ A 1 1 「大分市電子納品運用ガイドライン【工事編】」を適用する場合は、電子納品実施の有無について監督員と協議して下さい。 Q 1 2 工事帳票は、「大分県様式」を使用すれば良いですか？ A 1 2 要領第5条1項に、「大分県様式あるいは大分県様式に類似する様式」と記載していますので、どちらを使用しても構いません。 Q 1 3 （略） Q 1 4 （略）	（削除）「試行」の削除。 （削除）「試行」の削除。
---	---	---